

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月12日 10時23分ごろ
発生場所	沖縄県南城市久高漁港西方沖 久高島灯台から真方位315° 350m付近 （概位 北緯26°09.5′ 東経127°52.9′）
事故の概要	プレジャーヨット紗耶香は、航行中、洗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 紗耶香、5トン未満（長さ8.94m）
船舶番号、船舶所有者等	235-25174神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	センターボード及び舵板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、コックピットに立った状態で自動操舵装置のリモコンを使用して操船し、GPSプロッターを作動させ、機走により約2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、沖縄県南城市徳仁港に入港する目的で徳仁港入口西方沖を北進していた。</p> <p>船長は、徳仁港の北方に久高漁港があることに気づき、久高漁港の状況を確認して徳仁港と久高漁港のどちらに入港するか決めようと考え、久高漁港入口付近に接近して状況を確認後、徳仁港に入港することとし、右回りに反転して南進していたところ、本船が久高漁港西方沖の洗岩（以下「本件洗岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故当時、本船の喫水がセンターキール下端まで約1.8mであり、GPSプロッターで久高漁港西方沖の一番浅い海域の水深が2mと表示されていたので、久高漁港西方沖を安全に航行できると思っていた。</p> <p>船長は、本船に航海用電子参考図（new pec）を表示するノートパソコンを備えており、同参考図を確認すれば、久高漁港西方沖の2m等深線の内側に洗岩や暗岩が点在していることが分かる状況であったが、同参考図を詳細に確認しておらず、洗岩等の存在に気付いていなかった。</p>
分析	本船は、久高漁港西方沖を南進中、船長が、GPSプロッターで水深を確認すれば安全に航行できると思い、洗岩等の存在に気付かないまま本件洗岩に向かって航行したことから、本件洗岩に乗り揚げたも

	<p>のと考えられる。</p> <p>船長は、航海用電子参考図を詳細に確認しておらず、洗岩等の存在に気付いていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が久高漁港西方沖を南進中、船長が、GPSプロッターで水深を確認すれば安全に航行できると思い、洗岩等の存在に気付かないまま本件洗岩に向かって航行したため、本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッターを搭載する船舶の船長は、GPSプロッターの情報が直接航海の用に供するためのものではないことに留意し、浅所の水深といった航行の可否判断に重要な情報は、事前に海図や水路通報で確認するとともに、搭載している航海用電子参考図を有効に活用すること。</li> </ul>